

IV 取組みの方向

県は、食の安全・安心の確保のため、次の取組みを行います。

1.安全で環境に負荷の少ない県産食品の生産、製造・加工の推進

(1) 安全な県産食品の生産、製造・加工

- ・農薬、肥料、飼料、動物用医薬品などの生産資材の適正な管理、販売、使用の促進
- ・家畜、生食用魚介類などの衛生対策の推進
- ・HACCP（ハサップ）方式の考え方に基づくより衛生的な食品の製造・加工の促進

【HACCP（ハサップ:危害分析・重要管理点）方式】とは食品の製造・加工工程において発生する可能性のある危害を予め分析し（Hazard Analysis）、この結果を基に衛生管理するとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点（Critical Control Point）を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する方法。

(2) 環境に負荷の少ない県産食品の生産

- ・耕種と畜産の連携による健康な土づくり等を基本とした有機・特別栽培や海藻・貝類の養殖など、持続性の高い生産方式の導入の促進

(3) 生産者、事業者への普及、啓発

- ・食品の生産、製造・加工の安全に関する知識や技術の普及、啓発の強化

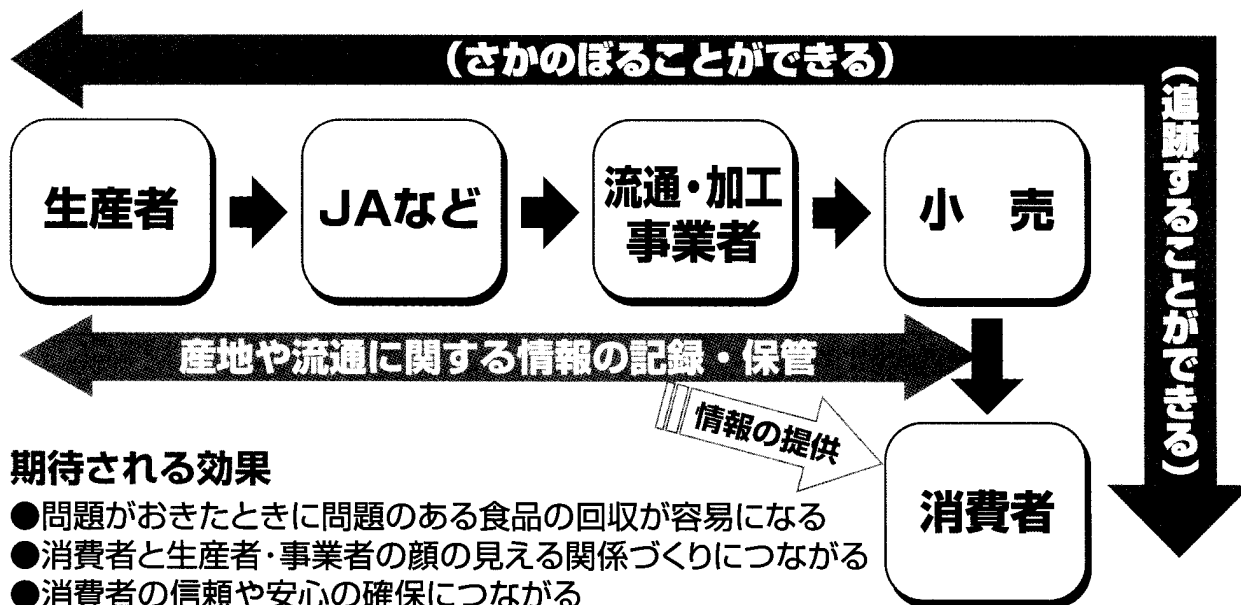
2.食品の生産流通履歴に関する情報等の確実な提供

(1) トレーサビリティシステムの導入

- ・農林水産物の生産履歴記帳の指導
- ・食品の仕入・出荷情報等の適切な記録・保管の指導
- ・牛肉のトレーサビリティシステムの県産牛全頭への拡充
- ・牛肉以外の品目でのトレーサビリティシステムの導入促進

【トレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）システム】とは

食品の生産、製造・加工、流通の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報を誰でも把握・追跡できるようにする仕組み。



期待される効果

- 問題がおきたときに問題のある食品の回収が容易になる
- 消費者と生産者・事業者の顔の見える関係づくりにつながる
- 消費者の信頼や安心の確保につながる

(2) 食品表示の適正化

- ・JAS法、食品衛生法等の表示関係法令に基づく監視・指導

(3) 新たなシステムの調査、研究

- ・食品が安全で安心なものであることを、一定の基準に基づき認証する新たなシステムについての調査・研究

3. 検査・監視・指導の充実、強化

(1) 生産段階における検査・監視・指導

- ・生産資材の適正な管理・販売・使用の監視・指導の強化
- ・家畜伝染病の発生予防とまん延防止のための検査・監視の徹底 など

(2) 出荷段階における検査・指導

- ・生産団体の自主検査
- ・危害の未然防止のための指導の徹底 など

(3) 製造・加工、流通段階における検査・監視・指導

- ・と畜検査、食鳥検査の徹底
- ・食品加工施設の監視・指導の充実、強化 など

(4) 輸入食品の検査・監視

- ・残留農薬や遺伝子組換え食品等の監視・検査の強化

(5) 食品の試買検査

- ・試買検査の充実

(6) 食品表示の監視・指導

- ・食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実
- ・食品表示関係法令に基づく指導の強化

(7) 監視体制の強化

- ・情報の共有と連携した監視体制の強化
- ・国、関係自治体等との連携

4. 食品の安全確保に向けた調査・研究等の推進

(1) 試験研究機関等の調査・研究

- ・生産技術や土壌、水の環境汚染についての調査・研究の充実強化
- ・県環境保健研究センターの試験検査機器整備等による体制の充実、強化 など

(2) 生産者団体の自主検査等に対する支援

- ・県農業研究センター等の技術支援の充実

(3) 消費者団体との連携の強化

- ・商品テスト、食品表示の調査に関する連携の強化と情報共有

5. 食に関する県民理解の浸透

(1) リスクコミュニケーションの推進

- ・消費者、生産者、事業者のリスクコミュニケーションの推進

【リスクコミュニケーション】 とは

食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意志疎通を図ること。

(2) 消費者教育の充実

- ・消費者に対する学習機会の提供

(3) 食に関する教育活動の推進

- ・学校、家庭、地域社会における食育の推進

【食育】 とは

健康で豊かな食生活や食習慣を送る力(料理する力・おいしい味がわかる力など)を育てるとともに、地域の食材やその生産・流通に携わる人たちを知り、食べものの大切さやそれを育む自然の素晴らしさを学ぶこと。

(4) 地産地消の推進

- ・地産地消運動の積極的な展開

【地産地消運動】 とは

「地場生産-地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費することを推進する運動。消費者と生産者の相互の連携を促進する、いわゆる顔の見える関係づくりの一環であり、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、全国的に取組事例が増加しています。

6. 県民の安心を支える体制の整備

(1) 県の推進体制

- ・岩手県食の安全安心推進本部の運営
- ・岩手県食の安全安心委員会の活動

(2) 食品に関する相談体制の充実、強化

- ・相談体制の充実、強化

(3) 食の安全に関する危機管理の強化

- ・食品に由来する健康危害情報の収集と情報提供 など

(4) 国への働きかけ

- ・国に対する政策の充実、強化の積極的な働きかけ